**○関東地方整備局告示第二十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十八日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第五十二号線

三　事業施行期間　自平成二十七年一月二十八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都世田谷区若林五丁目、梅丘三丁目、梅丘二丁目、豪徳寺二丁目及び豪徳寺一丁目地内

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第二十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十八日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路放射第二号線

三　事業施行期間　自平成二十七年一月二十八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都品川区西五反田七丁目、西五反田五丁目、西五反田六丁目、荏原一丁目、荏原二丁目、平塚三丁目、西中延一丁目及び荏原四丁目地内

使用の部分　なし

**○中国地方整備局告示第五号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十八日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 江津市敬川町二一二六番一から同市波子町イ四五一番まで | 前 | 四〇・一二～九九・三〇〇メートル |
| | 後 | 四〇・一二～一三三・四〇〇キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所及び西日本高速道路株式会社中国支社

**○北海道開発局告示第八号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十八日から一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十八日　北海道開発局長　岡部　和憲

一　道路の種類及び路線名

| 道路の位置 | 縦覧場所 |
|---|---|
| 一般国道二百七十四号 | 北海道夕張郡長沼町西二線南から同町東三線南まで | 北海道開発局及び同局札幌開発建設部 |
| 〃 三百三十七号 | 北海道夕張郡長沼町東三線南から同町旭町まで | 〃 |

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　北海道総合通信網株式会社　取締役社長　宮本　英一

住所　札幌市中央区北一条東二丁目五番三号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十六年九月四日から本協定の存続する日まで

**○北海道開発局告示第九号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十八日から一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十八日　北海道開発局長　岡部　和憲

一　道路の種類及び路線名

| 道路の位置 | 縦覧場所 |
|---|---|
| 一般国道三十七号 | 北海道虻田郡豊浦町字豊泉から同町字東雲町まで | 北海道開発局及び同局室蘭開発建設部 |
| 〃 | 北海道虻田郡豊浦町字東雲町から同郡洞爺湖町清水まで | 〃 |
| 二百二十九号 | 北海道島牧郡島牧村字栄浜から同村字持田まで | 北海道開発局及び同局小樽開発建設部 |
| 〃 | 北海道島牧郡島牧村字持田から久遠郡せたな町瀬棚区北島歌まで | 北海道開発局及び同局函館開発建設部 |
| 〃 | 北海道久遠郡せたな町瀬棚区北島歌から同町瀬棚区島歌まで | 〃 |
| 〃 | 北海道久遠郡せたな町瀬棚区島歌から同町瀬棚区元浦まで | 〃 |
| 〃 | 北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町から同町瀬棚区南川まで | 〃 |
| 〃 | 北海道久遠郡せたな町瀬棚区南川から同町北檜山区北檜山まで | 〃 |
| 〃 | 北海道枝幸郡浜頓別町字頓別から同町字浜頓別まで | 北海道開発局及び同局稚内開発建設部 |
| 二百三十八号 | | |

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　KDDI株式会社　建設本部長　山森　誠司

住所　東京都千代田区飯田橋三丁目一番一一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十六年三月十日から本協定の存続する日まで

**○北海道開発局告示第十号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十八日から一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十八日　北海道開発局長　岡部　和憲

一　道路の種類及び路線名

| 道路の位置 | 縦覧場所 |
|---|---|
| 一般国道五号 | 北海道虻田郡ニセコ町字元町から同町字羊蹄まで | 北海道開発局及び同局小樽開発建設部 |

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ビー・ビー・バックボーン株式会社　専務取締役　荘司　育男

住所　東京都港区東新橋一丁目九番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十六年二月二十七日から本協定の存続する日まで